



段野 孝一郎
だんの こういちろう

日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門
ディレクター／プリンシパル

閉開栓業務に伴う消費機器の調査・危険発生防止周知について、ガス小売事業者の責任で実施することが求められる。この業務には、前述したガスの供給開始に伴うガスメーター栓の物理的な開栓に加え、消費機器調査―ガス種適合性調査・接続具点検・給排気設備調査、機器危険発生周知―ガス機器の安全な使い方などの必要事項の周知、その他の説明確認―小売供給契約内容の説明・確認が含まれる。ガスという商材の特性を踏まえ、新規参入するガス小売事業者においても、保安への高い意識と責任が求められるのである。

都市ガス小売り、保安ノウハウが鍵

諸外国では、電力自由化及びガス自由化以降、電力とガスを併売するデュアル・フュエルが一般的となっている。日本では先んじて自由化した電力市場に、石油元売系SSやLPガス事業者、自動車ディーラーなどの異業種が既に多数、参入している。その中には、ガス自由化を新たなビジネスチャンスと捉え、ガス小売事業への参入を検討している事業者も多いだろう。しかし現状では、物理的な閉開栓や消費機器調査等のフィールドサービスを実施できるノウハウを持った事業者は限定される。都市ガス小売自由化に伴う事業機会を活かすには、ガス機器の設置やガスの閉開栓、消費者への危険発生防止の周知などを伴う一連の保安ノウハウを強化（内製化もしくはノウハウを持つ他社とのアライアンス）が急務となるだろう。

電力システム改革に続き、ガスシステム改革が実施されており、2017年4月以降、都市ガス分野についても、小売の全面自由化が実施される。改正ガス事業法において、ガス事業者の分類は①LNG基地事業者（ガス製造事業者）②一般ガス導管事業者③特定ガス導管事業者④ガス小売事業者の4分類に区分される。これまで、家庭部門の需要家から見ると、②一般ガス導管事業者と④ガス小売事業者は同一の事業者であったため、導管事業に係る業務と小売事業に係る業務の区別は意識されてこなかった。しかし、ガス小売事業の全面自由化に伴い、一般ガス導管事業者、ガス小売事業者がそれぞれ家庭部門の需要家にアプローチするため、需要家接点で発生する業務についてガス導管事業者、ガス小売事業者双方の役割分担が既定されている。

需要家への対応が必要な業務は、大きく分けて①閉開栓業務―需要家の転居等に伴うガスメーターの閉栓及びガス小売事業者の切替や新規入居等に伴うガスメーターの開栓②機器故障対応―ガスコンロや給湯器等の故障時の対応③検針業務―料金請求のためのガスメーターの検針④ガス設備定期保安点検―法令で定められたガス設備の定期保安点検の四つからなる。このうち、①閉開栓業務と②機器故障対応はガス小売事業者が行い、③検針業務と④ガス設備定期保安点検については一般ガス導管事業者が行うこととされている。

〈プロフィール〉リサーチ・コンサルティング部門 ディレクター／プリンシパル 京都大学大学院工学研究科博士前期課程修了（工学修士）。株式会社日本総合研究所において、環境・エネルギー、通信・ICT、資源・水ビジネスをテーマに、事業戦略、セールス・マーケティング、M&Aに関するコンサルティングを行っている。

（次回は1月16日付に掲載
します）